

水素インフラ規格基準委員会 第3回（平成25年度第1回）議事録

◇ 日 時：平成25年12月19日(木) 14:00～15:30

◇ 場 所：JPEC 第2会議室

◇ 出席者

委員：熊崎委員長、門出委員、山口委員、松岡委員、名取委員、石川委員、
松本様(藤本委員代理)

オブザーバー：(HySUT)石川

事務局(JPEC)：田中、斎藤、遠藤(記)、吉田、小森、相田、手塚、薮島、吉久

《議事要旨》

- 事務局より、『3月29日に経済産業省商務流通グループ高圧ガス保安室殿より、各産業保安監督部、産業監督保安事務所、各都道府県高圧ガス保安担当者に「ディスペンサー周辺の防爆基準 JPEC-S 0004 (2012)」の内容が周知された。』との報告があった。
- 事務局より、今回の改正に含まれる内容は以下の2点である事などが説明され、その後の質疑応答を経て、本件の決議は後日書面投票により実施する事となった。
 - ・平成25年4月2日付け書面投票時の委員コメント(3つ)に対する検討結果
 - ・前回の厚生労働省殿コメントを参考に事務局で検討した項目(4つ)の検討結果
- 会議配布資料をホームページに掲載する事が了承された。

《議事詳細》

1. 開会

事務局より、本日の水素インフラ規格基準委員会は委員10名中7名の出席により成立する事を報告した。

2. 資料確認

検討会資料及び参考資料の落丁等を確認した。

3. 前回議事確認

資料委 13-01-02「第2回水素インフラ規格基準委員会議事録(案)」を正式な議事録とした。

4. 議事

(1) 「ディスペンサー周辺の防爆基準」の制定・周知までの経緯【報告】

事務局より資料委 13-01-03「防爆基準の制定・周知までの経緯」及び 04「ディスペンサー周辺の防爆基準」の内容の周知に基づき、防爆基準の制定・周知までの経

緯を説明した。説明概要及び主要な質疑応答は以下のとおり。

<説明概要>

- ・この基準作成は、経済産業省殿より公表された「規制の再点検にかかる工程表」の14番に該当するものであり、平成23年度から民間で自主基準(案)の検討を進め、平成24年9月27日に当センターにてJPEC-S 0004(2012)として制定した。
- ・その後この基準を経済産業省殿に提出し、3月29日に経済産業省商務流通グループ高圧ガス保安室殿から、各産業保安監督部、産業監督保安事務所、各都道府県高圧ガス保安担当者に民間自主基準(JPEC-S 0004(2012))の内容が周知された。

<質疑応答>

- (委員) 資料には「今後、水素スタンドにおいては」と記載されているが、ガソリンスタンドの中に水素のディスペンサーを置いた場合でも、この基準を使用できるという事なのか。ガソリンスタンドには消防法があり、それとこの基準の整合性がとれているのか確認したい。
- (事務局) 水素ディスペンサーは、ガソリンディスペンサーが設置される給油空地の外に設置する事になるため、同一のガソリンスタンドであっても基準としては適用でき整合性はとれている。
- (委員) 圧縮機や蓄圧器から水素ディスペンサーまでの配管が、洗車設備の周囲を通るレイアウトも考えられるが、この場合でもこの基準は適用できるのか。
- (事務局) この基準は、ディスペンサー周辺に設置される電気設備を対象とした防爆範囲を規定したものであり、それ以外の場所に存在する配管周囲は対象外である。

(2) 「ディスペンサー周辺の防爆基準(改正案)」について【審議】

事務局より資料委13-01-05「「ディスペンサー周辺の防爆基準(改正案)」について」、06「「ディスペンサー周辺の防爆基準(改正案)」の新旧対照表」及び07「「ユーザーのための工場防爆設備ガイド」の改正内容に伴う防爆基準の変更要否の確認」に基づき、防爆基準の改正案を説明した。

また、ディスペンサー周辺の防爆基準(改正案)に関する決議は、後日書面投票にて実施する事となった。

説明概要及び主要な質疑応答は以下のとおり。

<説明概要>

今回の改正に含まれる内容は以下の2点

- ・平成25年4月2日付け書面投票時の委員コメント(3つ)に対する検討結果

- ・前回の厚生労働省殿コメントを参考に事務局にて検討した項目（４つ）に対する検討結果

この結果、参考規格・基準からの引用語句・図表等の修正、並びにディスペンサー内部換気度の「低換気度」への変更、及びこれに伴う危険個所の「第一類危険個所」への変更を改正(案)に盛り込んだ。

<質疑応答>

(委員) 改正された基準は再度周知されるのか。

(事務局) 都道府県にはこの基準は JPEC ホームページに掲載されているという事が周知されているため、改正の都度周知するという事にはならないと考えている。

(委員) この基準ではディスペンサー内部は第 1 類に分類されているが、国際的には第 2 類に分類されると思う。IEC の基準、国際調和などの観点から区分が違ってくる事についてはどう考えているのか。

(事務局) この結果は、高圧ガス保安法の内規に基づき、日本国内で防爆設備の評価をしたところ、ディスペンサーの内部については第 1 類になるという判断であり、高圧ガス保安法上、第 1 類に設定すべきものだと考えている。

(委員) この基準では割安な安全増防爆の電気機器が使えないように思えるが。

(事務局) メーカーヒアリングでは、ディスペンサー内部の危険場所区分が 2 類から 1 類に変わっても大きな支障はないとの結果であったため、今回こういう形で改正した。この基準で設定した条件は、常用圧力が 82 メガパスカル以下、放出源 1 個あたりの放出量は毎分 54.38 ミリリットル、放出源総数はディスペンサーメーカーのヒアリングを基にダブル充填ホースを考えた 234 箇所である。放出量は、この放出源の 10 パーセントの箇所に安全率 1.5 倍を乗じた 36 箇所を基準に求めている。

(委員) 比較的安全側で評価していると考えて良いのか。

(事務局) かなり安全側で評価していると考えている。都道府県に防爆ゾーンを定めて、許可申請を提出する際、本来は各事業者が内規に沿って計算する事になるが、それでは非常に煩雑なため、JPEC で或るモデルに沿って計算すると、こうなるという一般的な内容を基準化した。よって普通のスタンドでこの基準を使用する事に問題はない。一方、さらに改良されたディスペンサー等で、このモデルより遥かに安全なものを我々は作っているという事であれば、この基準に示す手順に沿って計算し、ディスペンサー内部を第 2 類に設定した申請をしても問題はない。この基準は法律で定められたものではなく、各事業所が申請時の参考に使用する文書と考えている。

(委員) 今回は投票ではなく決議をするのか。

(事務局) 欠席者もいるため、本件の決議は後日書面投票にて実施させて頂きたい。
(委員) 了解。

5. 全体質疑

特になし。

6. その他

本日の会議資料（議事次第、名簿、説明資料）を JPEC ホームページに掲載する事が了承された。

以上